

令和6年度地方税制改正に伴う出雲市税条例等の一部改正について

「地方税法等の一部を改正する法律案」が令和6年2月6日閣議決定され、3月末に可決成立し4月1日から施行される見込みです。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）、地域再生法に基づく税制についても3月末までに改正され、4月1日から施行される見込みです。

これらの法令改正に伴い、市税条例等においても一部改正し4月1日の施行が必要になります。このため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき「専決処分」を行いたいと考えています。主な改正点については、下記のとおりです。

記

1 個人市民税関係

(1) 定額減税の新設

令和6年度分の個人住民税の特別税額控除（定額減税）を実施する。

- ・個人住民税（所得割）：1万円／人（所得税：3万円／人）
- ・対象者：本人及びその配偶者を含む被扶養者

本人の合計所得 1,805万円以下（給与収入のみの場合 2,000万円以下）

(2) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例

個人住民税において、令和6年1月1日発生した能登半島地震災害に係る災害関連支出がある場合、納税義務者の選択により本来令和6年分の申告対象である雑損控除を令和5年分の控除として適用出来る特例を追加する。

2 固定資産税及び都市計画税関係

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続

令和6年度から令和8年度までの間、措置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、土地に係る現行の負担調整措置を3年延長する。

(2) **地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の対象追加**

①居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置

- ・民地のオープンスペース化
- ・建物低層部のオープン化

②再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうちの一一定のバイオマス発電設備

(3) **都市計画税条例関係**

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の対象追加

- ・居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置

3 **地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正**

(1) **過疎法**

- ・適用期限の3年延長（令和9年3月31日まで）

(2) **地域再生法**

- ・適用期限の2年延長（令和8年3月31日まで）
- ・対象施設及び対象事業部門の追加